

日程第2 議案第32号

熊谷市立学校の通学区域見直しに関する基本方針に係る熊谷市立学校適正規模審議会への諮問について

このことについて、令和4年11月28日の熊谷市立学校適正規模審議会において、別紙のとおり諮問する。

熊教学発第3651号
令和4年11月28日

熊谷市立学校適正規模審議会
会長 様

熊谷市教育委員会

熊谷市立学校適正規模審議会条例第2条の規定に基づき、次の事項について
諮問いたします。

諮問

熊谷市立学校の通学区域見直しに関する基本方針について

理由

令和5年度から始まる熊谷市立学校の統廃合に対応した活力ある学校づくりに向けて、熊谷市立学校の通学区域を見直す必要があるため、熊谷市立学校の通学区域見直しに関する基本方針について御審議いただき、御答申いただけますよう諮問いたします。

「熊谷市立学校の通学区域見直しに関する基本方針」の策定について

下記により「熊谷市立学校の通学区域見直しに関する基本方針」を策定することについて、貴審議会の意見を求めます。

記

1 策定の内容

「熊谷市立学校の通学区域見直しに関する基本方針」について、次の内容を基本方針として策定する。

(1) 通学区域の基準

今後、通学区域の基準を次のとおり定める。

ア 小・中学校の通学区域は、「熊谷市立小学校及び中学校の指定に関する規則^{〈別添1〉}」（以下「規則」という。）第2条のとおり別表第1及び別表第2に定められた通学区域となっている。

小学校では、上記の通学区域以外に、規則第3条のとおり別表第3で、選択区域が設定され、弾力的な取扱いをすることができる区域及び当該区域に住所を有するものに選択できる学校が定められているが、中学校においても通学区域について、学校統合を見据え、新たに弾力的な取扱いをすることができる区域及び当該区域に住所を有するものが選択できる学校を定めることとする。^{〈別添2〉}

イ 規則附則第3項の通学区域に関する特殊措置として、小島小学校（平成22年4月より休校）の通学区域に住所を有する児童は、男沼小学校に通学することになっているが、新たに妻沼小学校への通学も選択できることを可能とする。

2 策定の理由

(1) 通学区域の基準

ア 上記1(1)アについて

小学校では、既に、地域的事情により通学区域に関して弾力的な取扱いをすることができる「通学区域の規制緩和区域（選択区域）」を設定している。

今後、中学校においても学校規模の適正化による学校統合により、学校における生徒数の格差や道路の新設による交通状況の変化、学校統合による通学距離の負担等への対応として、新たな通学区域の規制緩和区域が必要であると考えられる。

イ 上記1(1)イについて

学校規模の適正化への取組として、令和7年度の新校の開校に向けて、男沼小学校、太田小学校、妻沼南小学校の学校統合の準備が進められているが、新校が現在の妻沼南小学校の位置になると、男沼小学校より遠距離となり、通学距離の負担を考える必要がある。